

平成29年度 第2回 平塚市介護保険運営協議会 会議録

平成29年10月18日(水) 13:30~15:00

市庁舎本館6階 619会議室

出席者(委員)

上野会長 前田副会長 熊澤委員 渡辺委員 尾上委員 西澤委員 大畑委員

柳川委員 小幡委員 内田委員 増井委員 石内委員

(12名出席 欠席 古尾谷委員 飯田委員 船水委員)

(事務局)

津田福祉部長

(介護保険課) 小林介護保険課長 荒課長代理 宮代担当長 細谷担当長

高橋主管 平井主査 平田主任 田中主任 吉川主事

(地域包括ケア推進課) 杉山担当長

I 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており、平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。また、傍聴者はなし。

II 議事

報告1 平成28年度介護保険事業の決算について

資料1等に基づき、介護保険料関係、要介護認定・要支援認定関係、介護給付関係について、事務局より説明。

委員 平成28年度の地域支援事業について、訪問型サービスA・B・Cで、具体的にどのようなことを行ったか。また、利用件数について、もっと対象者がいると考えているか。それとも、現状で足りていると考えているか。

事務局 訪問型サービスの内容については、配付した資料「新しい介護予防・日常生活支援総合事業のご案内」を参照していただきたい。まず、現行の訪問介護相当サービスとして、訪問介護員による身体介護、生活援助のサービスを提

供している。訪問型サービスAは、緩和した基準による掃除、洗濯、調理、買い物等の生活援助サービスで、生きがい事業団に委託して提供している。訪問型サービスBは、住民が主体となった、町内福祉村のボランティア団体による生活援助サービスである。訪問型サービスCは、平塚市職員（専門職）による短期集中的な指導の下、生活機能向上に取り組むサービスである。利用件数については、増加させる必要があると考えており、庁内でPDCAをくり返しているところである。

委員 従来、同居の家族がいる場合、生活援助は原則提供できないが、地域支援事業ではどうか。また、訪問型サービスBでは、具体的に何を行っているか。

事務局 町内福祉村によって、提供可能なサービスが異なる。全てのニーズに対応できるわけではないが、ごみ出しのサービスについては、ほとんどの町内福祉村で提供できる。

委員 訪問型サービスCでは、管理栄養士又は歯科衛生士が訪問指導するということが、具体的にどのようなケースを対象として想定しているか。

事務局 チェックリスト等により、事業対象者となった方に実施する。平成28年度は、該当者がいなかったため、利用実績はない。

委員 該当者がいないというより、正確には希望者がいないということか。

事務局 平成28年度の実績としては、チェックリストで低栄養の項目に課題があった方もいたが、他の事業のサービスを利用したため、訪問型サービスCに該当する方はいなかった。

## 報告2 平成29年度介護保険事業の施行状況について

資料2に基づき、介護保険料関係、要介護認定・要支援認定関係、介護給付関係について、事務局より説明。

（質問・意見）特になし。

報告 3 平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第 7 期]）の策定にかかるスケジュールについて

資料 3 に基づき、今後のスケジュールについて事務局より説明。

委員 現在、神奈川県ではフレイル（虚弱、未病）に着目している。フレイルとは、加齢に伴い食欲が低下し、低栄養になり、身体が動かなくなるといった悪循環のことである。今後、フレイルへの対策として、管理栄養士や歯科衛生士による栄養管理や口腔ケアが重要である。平成 28 年度は専門職による訪問指導の実績がなかったが、人材を有効に活用すべきだと考える。第 7 期計画の策定にあたっては、フレイル対策も含め、訪問型サービスを盛り立てるようなかたちで検討を進めてほしいと思う。

報告 4 地域密着型サービス事業所の指定等について

資料 4 に基づき、地域密着型通所介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の指定更新、地域密着型通所介護事業所の廃止について、事務局より説明。

（質問・意見）特になし。

次回の運営協議会の開催は、12 月下旬を予定している。

Ⅲ 閉会